

平成26年5月20日

福島県生活環境部長  
長谷川 哲也 様

東京電力株式会社  
常務執行役  
福島第一廃炉推進カンパニープレジデント  
増田 尚宏



雨水処理装置の運用に関する申し入れに対する回答について

平成26年5月16日に受領しました口頭申し入れにつきまして、下記の通り回答申し上げます。

○ 散水に当たっては、環境影響が生じないように、浄化処理を徹底し、雨水の排水基準（運用基準）以下であることを散水する前に確認し、適時、県民に分かりやすく公表すること。

<回答>

雨水処理設備を適切に運転し、認可を頂いた雨水処理設備による排水の基準以下であることを確認の上、散水致します。

確認結果は、毎日、当社のホームページでお知らせ致します。

○ 適切な散水面積を確保し、散水により、散水箇所周辺の土壌や散水した水が付近の排水溝に流れ込むことのないよう、適切に行うこと。

<回答>

雨水処理設備で浄化した雨水の散水は、散水量に見合った広さを確保し、土嚢積みなどで土壌・水が排水溝に流れ込むことのないよう実施するか、または排水溝から離れた場所で行うことに致します。

○ 定期的に散水場所での空気中放射性物質濃度、周辺の空間線量率等の測定を行い、作業員等に対する影響がないことを確認すること。また、散水日時、散水場所、散水水質、散水量等を記録し、管理しながら散水すること。

<回答>

雨水処理設備で浄化した雨水の散水場所の空気中放射性物質濃度、周辺の空間線量率を週1回測定し、公表致します。

また、散水日時、散水場所、散水水質、散水量を記録し保管致します。

○ 雨水処理に当たっては、処理設備の漏えい防止対策を徹底するとともに、誤操作等によるタンク等からの溢水等が起きないように、運転管理を適切に行うこと。

<回答>

設備の始業前点検（漏えい有無、機器外観点検、弁開閉状態確認など）を確実に実施し、処理設備の健全性確認を致します。また、運転は、手順書に則り、設備操作（Wチェックによる誤操作防止、施錠管理含む）を行います。さらに、受入タンクに雨水を受け入れるときは、監理員を配置し水位計を監視しながら受入を実施します。また、処理水タンクについては受入タンクにおける受入量を制限することにより溢水が起きないようにいたします。

○ 分析については、定期的にクロスチェックを行い分析の信頼性を担保すること。

<回答>

月に1回、第三者機関によるクロスチェックを受け、この結果を公表致します。その体制が整うまでの間は、週に一回、社内の別の場所で二通りの分析を実施し、この結果を公表致します。

○ タンクエリア堰内を除染し、ポリウレタン被覆塗装を施したのにも関わらず、堰内水が雨水の暫定排水基準を超過しているエリアについては、暫定排水基準以内となるよう継続して除染を行うなど、必要な対策を講ずること。

<回答>

堰内ポリウレタン塗装完了後にタンクからの漏洩を発生させた堰に対しては、追加のポリウレタン塗装を6月末を目標に行います。漏洩後にポリウレタン塗装を実施した堰については、さらなる汚染低減のための除染（タンク漏えい水に触れた保温材の撤去を7月末を目標に実施）を実施致します。

また、過去にタンクからの漏洩の有無に関わらず、フランジパッキンに高線量箇所が確認された場合にはシールを実施致します。

○ 今後、梅雨や台風など、降雨量が多くなる季節となっても、タンクエリア堰から雨水を溢水させることのないよう、各種雨水対策を万全にして対応すること。

<回答>

暫定排出基準を満たさない堰については、堰内に雨水が溜まる量を軽減する

ため、タンク天板の雨樋の設置を実施済みであり、堰力バー（堰の覆い）の設置を9月中旬を目標に行います。堰に溜まった雨水を早期に移送するため、移送ポンプの大型化、ポンプピットの設置を5月末を目標、タンクの増設を8月末を目標に実施致します。

以上